

にじいろ保育園石神井町 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	ライクキッズ株式会社
事業者の所在地	東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティウエスト 17 階
事業者の電話番号	03-6431-9794
代表者氏名	代表取締役 岡本 泰彦

2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	にじいろ保育園石神井町					
所 在 地	東京都練馬区石神井町 8 丁目 22 番 14 号					
電 話 番 号	03-6913-3417					
施設長氏名	菊地 由香里					
開設年月日	令和 2 年 4 月 1 日					
利用定員（年齢別）	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	6 人	10 人	10 人	15 人	15 人	15 人
取 扱 う 保 育 事 業	延長保育					

3 施設・設備の概要

敷 地 面 積		497.81 m ²	
園 舎	構 造	鉄骨造 地上 2 階建て	
	延 床 面 積	463.95 m ²	
施設設備の 数と面積	乳 児 室	1 室	22.35 m ²
	ほ ふ く 室		
	保 育 室	4 室	119.56 m ²
	遊 戯 室	1 室	31.31 m ²
	調 理 室	1 室	20.08 m ²
	調 乳 室	1 室	3.20 m ²
	幼児用トイレ	2 個	40.55 m ²

	医 務 室	1 室	14.02 (2.09) m ²
	事 務 室		
	休 憩 室	1 室	10.59 m ²
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		-m ² 代替遊技場(区立みんなの広場公園) 3,680.95 m ²	

4 施設の目的、運営方針

目 的	「にじいろ保育園」の保育は、保護者や地域の皆さまと子育ての楽しさを分かち合いながら、陽だまりのようなあたたかい空間（いえ）で、子どもたちがのびやかに生きていく力を育んでいきます。 晴れた日には散歩に出かけて草木や石、虫や魚などとふれあう時間を楽しみ、自然のかかわりの中から、生命の大切さや自分で考える力、他人をおもいやる心など、人として大切な感性や心を養っていきます。
運 営 方 針	こども理念 のびやかに育て だいちの芽 保 育 方 針 みとめ愛・みつめ愛・ひびき愛 信頼・安定・共感 *めざす保育園像* ● 陽だまりのような保育園 ● 地域と共に育つ保育園 ● 子どもと共に輝いていける保育園 保 育 目 標 *めざす子どもの姿* ■自然を愛し、心身ともに健やかな子ども * 歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を通して、からだを動かす楽しさを知った子ども。 * 自然と親しみ、情緒豊かな心・知的興味や関心を育て、思考力、認識力を培い、科学的に観察する力を持った子ども。 ■自分で考え行動し、意欲と根気のある子ども

	* 意欲・想像を掻き立てられる環境の中で子ども自らが主体的に行動し「やってみたい」と思える子ども。 * 様々な遊びや実体験を通じ想像力を養いながら、正しいと思うことが分かり 自分で行動する力や困難にも立ち向かい簡単にあきらめない心をもった子ども。 ■「仲間」と関わり、人を思いやれる子ども * 相手の人権を尊重し、思いやりのある子ども。 * やさしく愛され見守られる中で、人を愛したり、やさしくすることに喜びを持てる子ども。 ■自己を表現できる子ども * さまざまな生活の場面で、自分の思いを「自分らしく」表現できる子ども。 * 豊かな体験を通して物を見たり・感じたり・考えたりし、喜びや驚きを伝えられる子ども。
--	---

5 職員体制

職種	員数	職務内容
施設長	1 人	園務の統括
主任保育士	1 人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士（非常勤含）	10 人以上	保育業務
看護師	1 人	保育業務、健康管理業務
栄養士	1 人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	3 人以上	給食調理
事務員	0 人	事務（法人本部対応による）

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育・教育を提供する日

開	所	日	月曜日から土曜日まで
休	所	日	日曜日、祝日、 12 月 29 日～31 日及び翌年 1 月 1 日～1 月 3 日

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から土曜日	午前7時00分から午後8時30分まで
----------	--------------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前7時29分まで 夕：午後6時31分から午後8時30分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前9時00分から午後5時00分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時59分まで 夕：午後5時01分から午後8時30分まで

8 利用料金

利 用 料 (利用者負担)	保護者が居住する市区町村が定める利用料	支払月
延 長 保 育 料	30 分につき 【月極】月額 2,000 円 ※1	当月
ス ポ ッ ト 延 長 保 育 料	申請した延長時間又は保育時間外の 30 分につき 200 円 ※1	翌月
夕 食 代	【月極】月額 4,500 円	当月
	【日額】300 円	翌月
副 食 代	3 歳以上の児童に提供する副食代を実費でご負担 いただくもの 月額 0 円 ※2	当月
シーツレンタル 代	月額 700 円※3 (乳児のみ)	当月
お む つ 定 額 サ ー ビ ス	サービスの利用料として御負担いただくもの 月額 2,530 円 (税込) ※希望者のみ	当月
そ の 他 別 表 に 定 め る 料 金	連絡帳代 1 冊 57 円 (0 歳～2 歳は無料)	翌月
	帽子代 1 個 759 円	
	フェリカカード代 1 枚 110 円 (1 枚目は無料)	
	安心伝言板カード代 1 枚 330 円 (1 枚目は無料)	

※1 被保護世帯及び市民税非課税世帯については、延長保育料・スポット延長保育料が免除となります。

※2 他の市区町村から通園されている場合、月額 4,500 円の副食代を徴収する場合がございます。

※3 毎年 4 月が申込期間となります。原則、年度途中のお申込み・キャンセルはできません。シーツレンタルをご希望されない場合は、ご自宅からシーツカバー持参とご自宅での洗濯をお願いいたします。

月額料金ですが 1 ヶ月登園の見込みがない場合も徴収免除いたしかねます。

※主食代 登園日数に関わらず月額料金となります。

ただし以下の場合にご請求を免除・減額いたします。

①自治体の登園自粛基準に該当する場合のみ、日割 (月の中の日数に関わらず 25 で割る) で利用していない分を翌月以降に減算して精算いたします。

なお自己判断による登園自粛や都合による欠席については精算の対象外となりますのでご了承ください。

②登園の見込みが1ヶ月ないことを前月25日までに申告いただいた場合、徴収を免除いたします。ただし月内に1日でもご利用があった際には翌月以降満額の徴収をいたします。日額ではございませんのでご注意ください。

副食代 主食代と同様の取扱いとなります。

9 支払方法

保育園で発生する保護者徴収金は、原則として保護者指定の預金口座からの自動引落の方法によるものとします。

- ・請求日 毎月10日前後
- ・引落日 毎月27日（土日祝日の場合、翌営業日）

尚、保護者が自動引落の方法を希望しない場合、保護者は払込票による支払いを行うものとします。

- ・請求日 毎月10日前後
- ・支払日 払込票記載の期限内

領収書については口座振替は通帳に、払込票は本人控えにそれぞれ替えるものとします。ただし、保護者から依頼があった場合については別に領収書を発行するものとします。

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

当園の利用は、区市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

< 毎日の保育・教育の流れ（一例） >

時間	乳児	幼児
7 : 00	開園	開園
7 : 30	保育標準時間（11 時間）開始 順次登園 ↓	保育標準時間（11 時間）開始 順次登園 ↓
9 : 00	保育短時間（8 時間）開始 順次登園	保育短時間（8 時間）開始 順次登園 ・遊び（室内外）
9 : 30	おやつ 遊び（室内外）・散歩	課題保育
10 : 50	食事 （年齢によって前後します）	
11 : 00		食事 （年齢によって前後します）
12 : 30	お昼寝 （年齢によって前後します）	
12 : 30		お昼寝 （年齢によって前後します）
14 : 30	目覚め	目覚め
15 : 00	おやつ	おやつ
15 : 30	順次降園	順次降園
17 : 00	保育短時間終了	保育短時間終了
18 : 30	保育標準時間終了	保育標準時間終了
20 : 30	閉園	閉園

※活動の時間は年齢・季節や天候等によって変動します。

<保育計画（年間）>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	○衛生的で安全な環境の中で一人一人の子どもの生活を重視し、睡眠・食欲・遊びを満たし安定して生活が送れるようにする ○保育者との関わりの中で人への信頼感をもち安心して依存できる
1 歳 児	○生活の中で色々な事に興味を持ち、やってみようとする気持ちが芽生え、探索活動を十分に楽しむ ○保育者との信頼関係の下、友だちと一緒に楽しんで遊ぶ ○身の周りの物、友だちに関心を持つ
2 歳 児	○自分でしようとする気持ちを大切にしながら身の回りの事ができる喜びを感じる ○自分の思いや気持ちをふくらませ表現する ○みたて・つもり遊びを楽しむ ○全身や手指を使う遊びを楽しみ、模倣遊び、ごっこ遊びをしながら友だちとの関わりを広げる
3 歳 児	○ルールを守り、社会性が芽生える ○伸び伸びと戸外遊びを楽しむ ○ごっこ遊び等、イメージを膨らませ友だちと楽しさを共有する ○行事を楽しむ
4 歳 児	○友だちと共感したりぶつかり合う中、相手の気持ちに気づき、友だちと協力して遊ぶ ○思いやりの気持ちを持って仲間と関わる ○園の生活や遊びを主体的に楽しむ ○主体的に行事活動を行う
5 歳 児	○目標をもって物事に挑戦し、達成に向け友だちと協力し合い、集団での関わりの楽しさを十分に味わう ○自然事象や科学、社会事象に興味・関心を持つ ○小学校に向けて就学への期待をもつ ○自信をもって行動し、自分の考えを伝えられる ○様々な遊びや実体験を通じ、自ら行動し主体的に園生活を送る
そ の 他 （年間行事）	・ 4 月入園式 ・ 7 月七夕の集い ・ 10 月親子で遊ぼう会 ・ 12 月年末お楽しみ会 ・ 1 月お正月遊び ・ 2 月豆まき ・ 3 月卒園式

※上記の行事は一例です。入所児童の年齢等により内容が変更になる場合があります。

<クラス編成>

年	齢	ク	ラ	ス	名
0	歳 児	だ		い	ち
1	歳 児	そ	よ	か	ぜ
2	歳 児	ふ		た	ば
3	歳 児	う			み
4	歳 児	そ			ら
5	歳 児	た	い	よ	う

1 1 給食等について

にじいろ保育園では自前給食を通して望ましい食習慣をつけ、乳幼児の食生活の向上をはかります。

何より“安全で、旬のものを”“皆で”“楽しく”食べるという経験が、『食』の大切さを自然に身に付け、健康な心と体を育てます。

乳幼児期の食生活は、成人してからのあらゆる食習慣の基礎となるものであり、正しい食習慣を身につけ、食文化を伝える役割を担うその意味合いからも保育園の給食は大変重要です。

～保育園給食の目標～

- ・食生活に対する正しい理解と食嗜好および望ましい習慣を養う。
(偏食の指導、手洗いの励行、食前食後のあいさつ等)
- ・栄養改善及び健康の保持増進、体力の向上をはかる。
- ・保育園での生活を豊かにし、明るい人間関係を養う。
- ・給食を通して乳幼児の家庭及び地域社会の食生活改善に寄与する。(食育)

(1) 献立作成に際しての留意していること

子どもの嗜好や喫食状況も考慮し、職員で毎月の給食・食育会議なども踏まえて作成します。

- ・季節に応じた食材を取り入れる。
- ・行事食を盛り込む。(誕生日会メニューも含む)
- ・主食・主菜・副菜・汁物の組み合わせを主とする。
- ・おやつは手づくりのものを基本とする。
- ・加工食品、添加物、冷凍食品は極力使用しない。
- ・できるだけ国産品を使う。

(2) 離乳食の考え方

0歳児は調乳・離乳食の各期に応じて食事を提供致します。個々の発達に応じて保護者の方と連携を取りつつ離乳を進めていきます。入園の際に児童調査票を基にお子様の健康面、食事の摂取状況を確認の上、離乳を進めていきます。

また、離乳食は家庭で食べた食品から（問題ないと確認後）での給食の提供となりますので献立表の事前チェックを必ず行ってください。

特にアレルギーをお持ちのお子様に関しては入念にお願い致します。

(3) 保育における食育計画

年齢に応じた発達に合わせて、食事をおいしく、楽しく食べる子どもを育てていきます。

また「保育所保育指針」に沿い、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成を目指し、その基礎を培うことを目標として計画しています。年間食育計画を作成し実践します。

(4) 昼食等について

昼食・おやつ・補食・夕食	毎月末に翌月の献立表を配布します。
アレルギーへの対応	<u>医師の診断書の下</u> 、「原則」除去食で対応します。面談の際、ご相談ください。（保護者のみの判断の除去はできませんのでご了承ください。）
衛生管理	集団給食施設届出を練馬区保健所へ提出しています。 調理員及び保育士は毎月細菌検査を行います。

※アレルギー対応について・・・当園は、厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

(5) 延長保育時の補食提供の考え方

延長保育を利用する場合、補食の提供を行います。家庭でいただく食事までの補助食と考え、焼きそば、おにぎり、サンドイッチ等の提供で献立を作成しています。（離乳食の提供はしていませんのでご了承ください。）

1 2 保護者に用意していただくもの（すべての持ち物に必ず、名前を記入してください）

※別途見本写真より

品名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3～5 歳児
パンツ			△	3
肌着	3	3	3	3
着替え	3	3	3	3
食事用エプロン	□3	□3	□3	
よだれかけ	□3	□3		
ガーゼハンカチ（5 ヶ月まで）	3～4			
□拭きタオル（6 ヶ月から）	3	3	3	
汚れもの用ビニール袋（レジ袋）	3	3	3	3
ビニール袋（小）	1 箱	1 箱	1 箱	1 箱
紙おむつ	5～8	5～8	5～8	
おしりふき	1	1	1	
バスタオル（午睡用） ブランケット、ベッド用シーツ（冬期）	各 1	各 1	各 1	各 1
リュック				1
お散歩（避難）靴	1	1	1	1
乳児布団シーツカバー （午睡用）レンタル以外	1	1	1	
幼児クラスコットカバー				1
水筒				1

※□は必要に応じてお持ちください。△は園から指示があってからお持ちください。

※水着等は必要な時期になりましたらクラスたより等でお知らせします。

※その他の持ち物に変更がある場合は、その都度保育園よりお知らせします。

※フード付の洋服は危険を伴いますので避けていただきますようお願いします。

※飾りボタンやスパンコールなどの装飾がついているものは、落ちた際誤飲の危険、または怪我の原因にもつながる為、避けていただきますようお願いします。

※スカートやスカッツ、丈の長い洋服はあそんでいる際引っかかり、つまずいたりなど怪我の原因にもつながる為、避けていただきますようお願いします。

※歯ブラシ・コップは毎日持ち帰り洗ってください。歯ブラシは先の広がりを見直し、交換をお願いします。

※0 歳児の哺乳瓶は、当園にてご用意いたします。

1 3 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ①送り迎えは原則として保護者の方とします。保護者以外の方がお迎えにいらっしゃる場合は事前にご連絡をお願いします。
- ②玄関は、防犯上常時施錠しています。
玄関脇のセコムタッチパネルにフェリカカードをタッチすることで開錠し、自動扉が開きますので園内へお入りください。
(開園時間外は、セキュリティシステムが作動し 24 時間警備しています。)
- ③健康状態等で気になることは保育士にお伝えください。
- ④フェリカカードにて登園時間の登録をお願いします。
- ⑤食べ物やおもちゃ、お金は持ちこまないようお願いします。
- ⑥だいち、そよかぜ、ふたばは先にトイレ・おむつ交換をしてください。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ①フェリカカードにて降園時間の登録をお願いします。
- ②必ず保育者に声をかけてください。
- ③ロッカー内(衣類の補充等)の確認をしてください。
- ④掲示板や今日のクラスの様子等で、その他の連絡事項を必ずご確認ください。
- ⑤玄関を出るときは、先にお子様だけ出さないようにしてください。

(3) 下記の場合には、ご連絡ください。

- ①保育園をお休みするときは、9:00 までにご連絡ください。
- ②具合が悪い場合には、必ずお子様の状態をお知らせください。
(高熱・発疹がある・下痢をしている等)
- ③登降園の時間・送迎の方が変わるときには、必ず連絡先をお知らせください。
(平常の勤務先と違う場所に行くなど)
- ④勤務先、住所、乳児医療証、健康保険証等の変更があるときはお知らせください。
- ⑤スポット延長をご利用される際、夕食のご用意が必要となる場合は食材仕入れ等の関係上、原則 1 週間前までにご連絡ください。

1 4 保育園と保護者との連携について

【園からのお知らせ】

- ① 毎月の園だより・クラスだより
(行事案内・保育内容・給食だより・給食の献立表など)
- ② 毎日の保育の様子
(今日の様子を配信、または連絡帳などにてお知らせします。)

【連絡帳】

- ① だいち・そよかぜ・ふたば組
乳児期は食事・睡眠等一日 24 時間での生活を把握し、ご家庭と連携を取りながら保育をすることが大切です。連絡帳にご家庭の様子や今朝の体温などをお書きください。保育者は園生活の状況を毎日記入します。
- ② うみ・そら・たいよう組
幼児は園からの伝達事項がある場合に連絡帳に記入します。
(毎日の記入ではありません。)
ご家庭でも連絡事項やお子様の健康状態を保育園に知らせるとき等、連絡帳をご利用ください。又、担任からの伝達事項が記入されているときもありますので、毎日確認してください。

【お子様の様子をお伝えするために】

- ① 保育参観・保育参加は定期的に日程をお知らせしますが、その他にもご希望がありましたら担当保育士までご相談ください。
- ② 個人面談を実施します。
- ③ 保護者懇談会を実施します。

1 5 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

【健康診断】

0 歳児：毎月 1 回、園医が健診します。健診の結果については「健康の記録」に記載するとともに保護者の方へお伝えします。

1 歳児以上：年 2 回、園医が健診します。健診の結果については「健康の記録」に記載するとともに保護者の方へお伝えします。

【身体測定】

毎月 1 回、身長・体重の計測を行います。結果については「健康の記録」に記載をするとともに保護者の方にお伝えします。

【歯科健診】

年2回歯科検診を実施致します。結果については「健康の記録」に記載するとともに保護者の方にお伝えします。

(2) 健康管理、病気のときの対応

【保健衛生について】

～こんなときはお知らせください～

※朝起きていつもと違うとき

- ・食事を食べたがらない
- ・熱が出た
- ・熱っぽい
- ・咳がでる
- ・ゴロゴロしている
- ・処方された薬を飲んでいる
- ・吐いた
- ・その他気になる症状が見られるとき
- ・下痢をしている

～こんなときはお知らせします～

- ・熱が出たとき

(37.5℃以上または、平熱よりおおむね1℃以上高い時)

- ・ひどい下痢や嘔吐がある
- ・けがをした

※症状によってはお迎えをお願いすることがあります。

～こんなときはお休みください～

- ・熱があるとき（平熱よりおおむね1℃以上高い時）
- ・下痢、嘔吐が続いているとき
- ・感染症（うつる病気）にかかったとき（別表「感染症について」参照）

～日頃からご点検ください～

- ・つめについて

つめが伸びていると、ばい菌が溜まったり、皮膚を掻き傷つけたり、虫さされからとびひになる原因を作ります。また、お友だちに思わぬ怪我をさせてしまうこともあります。ご家庭でも気をつけ、こまめにつめ切りをしてください。

- ・頭髮について

飾りのあるゴムは、転倒時にけがの原因にもなりますのでお控えください。また、頭しらみの流行を防ぐために定期的に頭部のチェックをさせていただく場合もあります。ご家庭においてもチェックをお願い致します。疑いや発生に気づきましたら必ず受診し保育園へご連絡くださいますようお願い致します。

～その他～

- ・具合が悪くなった場合は連絡をしますので、なるべく早めのお迎えをお願いしま

す。

- ・身体の清潔に気を配りましょう。
- ・早寝早起きの習慣をつけましょう。
- ・朝食を食べ、排便を済ませてから登園しましょう。
- ・薄着の習慣をつけましょう。(乳幼児は動きがとても活発です。身体に合わない服装やぶかぶかの靴は動きを妨げ、けがの原因になります。)

【投薬について】

○原則として通常保育での投薬はできません

投薬は医療行為とも考えられますので原則として投薬はできません。但し、事情によりやむを得ない場合はご相談ください。医師の指示薬に限り次の項目を遵守していただいた場合にはお預かりし、投与致しますのでお申し出ください。

○病院の処方による薬で今までに投与したことがあり、異常がなかった薬についてのみ、お預かり致します。

初めてのもの・市販のものはお預かりできません。受診後に直接登園された場合には、最初の薬は保護者の方が投与してください。

※薬によって毎食後投与しなくても良いものもありますので、投薬の時間を調整できるかどうかを医師又は薬剤師に確認してください。調整できるものは、ご家庭で投与してください。

○必ず「投薬依頼書」に記入の上、薬の説明書と一緒に直接保育者に手渡してください。その際に注意することがございましたらお伝えください。

※薬には必ず目立つように名前を書いてください。

※経口薬は必ず1回分ずつにわけてください。軟膏、目薬等分けられないものは、適量を指示してください。

○解熱剤は経口薬、座薬に拘わらず投与できません。

○喘息の吸入はできません。

その他、お子様の日頃の様子で心配なことがありましたら保育園にご相談ください。

1.6 感染症対策について

『感染症』とは、病原微生物が人の体内に侵入して、増殖し、それによって人に有害な影響を及ぼすか、又は人の生態の防御反応が起こり、人に対して好ましくない反応を引き起こされた状態、すなわち発症した状態を指します。

学校保健法では伝染病の病気にかかったときは出席停止の指示をしなければならないことになっていますが、保育園においてもこれを準用することになっています。

感染症が発生したときは、保護者の皆様へ発生状況を速やかに知らせ、感染症の拡大防止と予防に努めています。お子様が感染症にかかった場合は、速やかに保育園にお知らせください。

にじいろ保育園における感染症による休園の基準

対象疾病	出席停止の期間の基準	休所の目安期間
登園許可証が必要な感染症		
エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウィルスに限る）・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・指定感染症 新感染症	治癒するまで	医師の診断による
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	医師の診断による
麻疹	解熱後 3 日を経過するまで	10 日間位
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	10 日間位
風疹	発疹が消失するまで	7 日間位
水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで	10 日間位
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	医師の診断による

結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで	医師の診断による
コレラ	医師により感染の恐れがないと認めるまで	医師の診断による
細菌性赤痢	医師により感染の恐れがないと認めるまで	医師の診断による
腸チフス	医師により感染の恐れがないと認めるまで	医師の診断による
パラチフス	医師により感染の恐れがないと認めるまで	医師の診断による
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの	医師の診断による
流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が非常に強いいため、結膜炎の症状が消失してから	医師の診断による
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	医師の診断による
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	医師の診断による
その他の感染症	医師により感染の恐れがないと認めるまで	医師の診断による

登園許可証が必要でない感染症 （保護者記入の「登園届」のご提出をお願いする場合があります）		
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること	医師の診断による
ウイルス性肝炎	主な症状がなくなり、肝機能が正常であること	医師の診断による
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること	医師の診断による
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと	医師の診断による
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、 普段の食事がとれること	医師の診断による
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること	医師の診断による
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、 普段の食事がとれること	医師の診断による
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	医師の診断による
带状疱疹	すべての発しんがかさぶたになるまで	医師の診断による
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと	医師の診断による
伝染性膿痂疹（とびひ）	治療を受け、改善方向にあること	医師の診断による

* 登園許可証（医師記入）・「登園届け（保護者記入）」の用紙は園に用意してあります。

* 新型コロナウイルス感染症については、国のガイドラインをご参照ください。

【予防接種について】

予防接種は様々な感染症を予防したり、罹っても軽くすむことを目的としています。保育園は集団の場ですので主治医と相談しながらできるだけ接種するようにお願い致します。

受けられた接種の種類・年月日を園にお知らせください。予防接種後の登園は30分経過観察の上、医師の判断によりお預かりいたします。

登園後、体調の変化等ありましたらご連絡をさせていただきます。

【嘔吐・下痢・血液にて汚れた衣類について】

近年はノロウイルスやロタウイルス等の集団感染の拡大が懸念されています。

感染症が考えられる嘔吐・下痢にて衣類が汚れてしまったとき、園にて消毒・洗濯等をした場合、ウィルスによる感染拡大の危険性が考えられるため、汚れたままビニールに入れて、お持ち帰り頂きます。予めご了承ください、ご協力をお願いします。

～理由～

1. 汚れた衣類を迅速にビニール袋に入れ処理をすることにより、空気感染を最小限にする。
2. 汚れた衣類を扱うことで、保育士及び園児への感染の拡大の危険がある。
3. 消毒のため次亜塩素酸ナトリウム液に衣類をつけると衣類が脱色してしまい、着用できなくなる可能性が高い。
4. 園内では熱湯による消毒が不可能。

～自宅での洗濯方法～

- ①80℃以上の熱湯に 10 分以上浸ける。
 - ②60℃のお湯で洗剤を使用し、本洗いを 2 回繰り返す。
 - ③すすぎを 4 回（2， 3 回目は塩素剤「ハイター」を使用する。）
- 加熱で消毒することができますが、ほかの細菌やウイルスに比べ熱に強いです。85℃ 1 分以上又は 80℃で 10 分程度の加熱が必要です。主成分が次亜塩素酸ナトリウムの塩素系漂白剤が効果的です。エタノールや逆性石鹼などの消毒は無効です。

【慢性疾患について】

アレルギー疾患・心臓疾患、けいれん性疾患・喘息等については診断書が必要な場合があります。

アレルギー疾患などで除去食が必要な場合は主治医による診断書や意見書が必要です。また定期的に年 1 回、意見書をご提出いただき今後のお子様の健康管理についてのご相談をさせていただきます。

1 7 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	浅村こどもクリニック
嘱託医名	浅村 信二
所在地	東京都練馬区石神井町 2-8-21 星ビル 2F
電話番号	03-5372-6686

1 8 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	やち歯科クリニック
嘱託医名	谷内美文
所在地	東京都練馬区東大泉 2-4-7
電話番号	03-3978-6480

1 9 一時避難場所、広域避難場所

保育所近隣の一時避難場所、広域避難場所は次のとおりです。

一時避難場所	石神井八丁目緑地
広域避難場所	石神井公園

2 0 緊急時における対応

保育・教育の提供中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子様の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

- ① 緊急連絡票の第1連絡先からご連絡します。保育園名を出さないほうがよい方は担当保育者名でご連絡しますので、事前にお知らせください。
- ② 出張等普段とは違う連絡先になる場合は、登園時に連絡先と園までの所要時間をお知らせください。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、予め御了承ください。

<近隣の緊急連絡先>

石神井警察署	住所：東京都練馬区石神井町 6 丁目 17 番 26 号 電話：03-3904-0110(代表)
石神井消防署	住所：練馬区下石神井五丁目 1 6 番 8 号 電話：03-3995-0119（代表）

<ネットワーク>

練馬区役所	03-3993-1111（代表）
-------	------------------

2 1 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。また安全計画については施設に備え付けてありますのでいつでも閲覧ができます。

災害時 備蓄品(一例)

備蓄食品	用意している物資
飲料水	防災頭巾
カンパン・ミルクビスケット	非常用ブランケット
米	緊急時持ち出しリュック
おかゆ	懐中電灯
わかめごはん・パン	カセットコンロ
災害緊急時 *調理室食種を確認 早期対応できる食事の検討	乾電池
	救急セット
	軍手・ロープ
	衛生用品
	タオル
	保護者緊急連絡先

<警戒宣言が発令された場合>

①閉園時に警戒宣言が発令された場合

警戒宣言が解除されるまでは閉園となりますので、登園はしないでください。

②開園時に警戒宣言が発令された場合

できるだけ早くお迎えをお願いします。保育園でのお子様の状況につきましては、保護者各位に「安心伝言板」によるメールを配信します。

<大地震・大災害が発生した場合>

① 地震・災害発生時

お子様を園内の安全な場所に避難させます。また、負傷したお子様については応急処置を行い、けがの状況によっては医療機関にお運びします。

保育園でのお子様の状況につきましては、保護者各位に「安心伝言板」によるメールを配信します。

② 地震・災害発生後

乳幼児を連れての一斉避難はかえって危険であるため、できるだけ園内に留まります。ただし、園内に留まることが危険と判断した場合には指定した一時避難場所・広域避難場所または避難所へ避難します。

1. 避難する際には園の出入り口に避難場所を掲示します。

2. お子様の引渡しは名簿確認の上行いますので、お迎えにいらした際は無断で連れて帰らないでください。引渡しの際混乱を避けるため、身分証明書の掲示をお願いすることがあります。

<安心伝言板>

緊急時に保育園からの情報を保護者のメールアドレス宛へ掲示板方式で発信するものです。保護者からの返信はできません。事前に保護者の登録が必要です。

<災害用伝言ダイヤルの活用>

お子様の引渡し場所を明確にするため、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用します。ご自宅及び保育園の電話番号でメッセージのご確認をお願いします。

① 保育園から避難所に避難したときは、保育園の電話番号にメッセージを残します。

② お子様が医療機関へ搬送されたときは、ご自宅の電話番号にメッセージを残します

【災害用伝言ダイヤルの使用方法】

※伝言の再生方法※

ダイヤル	ガイダンス
1 7 1	こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。
2	被災地の方はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。 被災地以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。
(03-6913-3417)	電話番号(03-6913-3417)の伝言を再生します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと#を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。
1 # 再生開始	新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返すときは、数字の「8」の後#を、次の伝言に移るときは数字の「9」の後#を押してください。

～災害用伝言ダイヤル（伝言の例）～

（１）保育園へ残した伝言

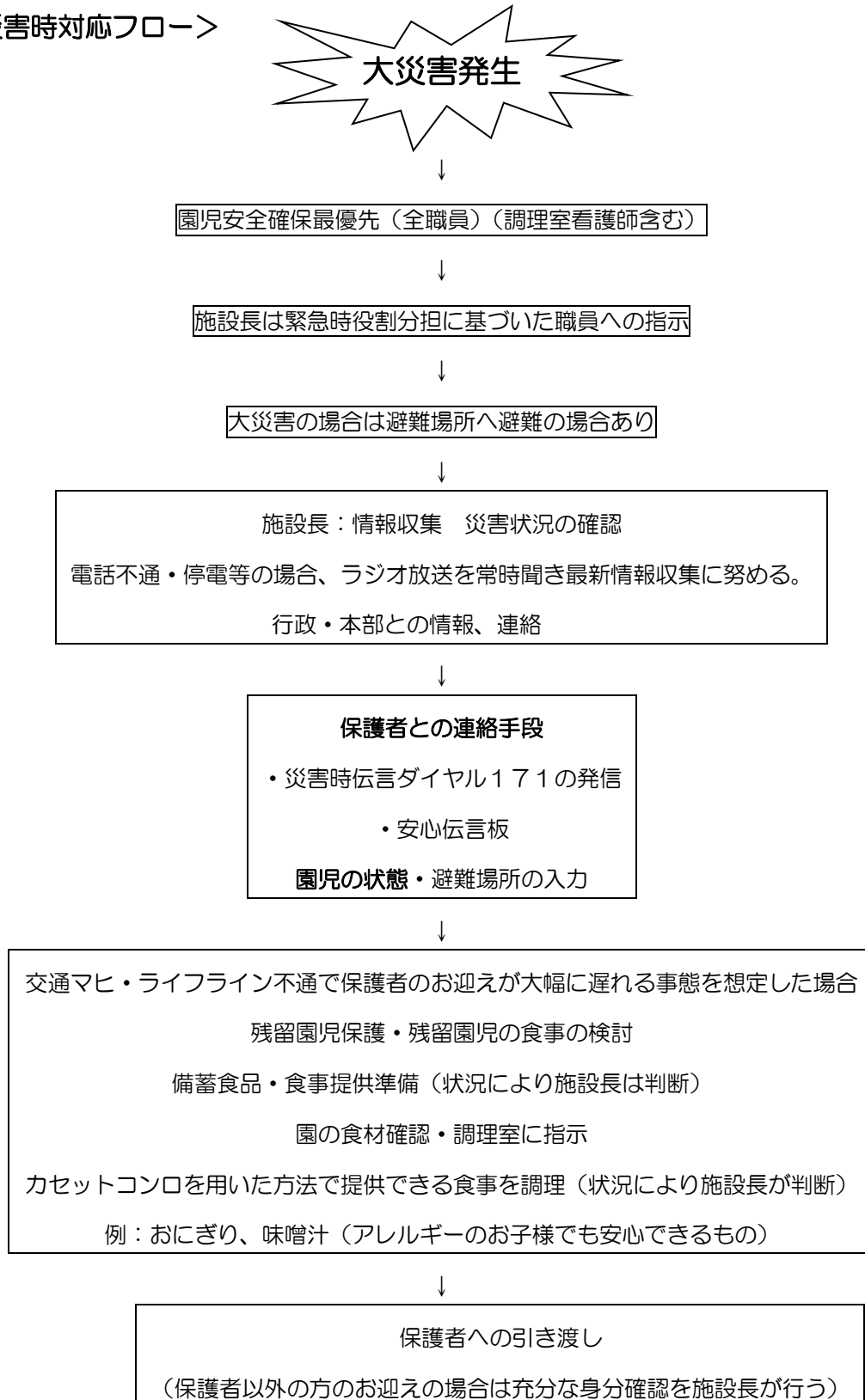
こちらはにじいろ保育園石神井町です。お子様は△△（避難場所）へ避難致しましたのでお迎えは避難所の方をお願いします。

（２）自宅の電話番号へ残した伝言

こちらはにじいろ保育園石神井町です。××さんは□□（病院名）へ搬送されましたので病院へ直行してください。よろしくお願いします。

※災害用伝言ダイヤルは携帯電話、公衆電話、一般電話からおかけください。

<大災害時対応フロー>



<防災と安全管理 >

- ①「いざ」という場合のお迎えや避難方法についてご家族で話しておいてください。
- ②毎月避難訓練を実施し、年1回の大規模災害を想定した保護者参加の「引き渡し訓練」を実施しています。また、不審者対策訓練も定期的に行っています。
- ③安全管理は警備会社に委託し、玄関は常時施錠しています。
- ④散歩のときには職員が防犯ブザーを携帯しています。
- ⑤大津波災害も想定して避難場所を確認しています。

2.2 賠償責任保険の加入状況

お子様のけが等には十分注意して保育しますが、万が一、けがや設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクアカデミー（株）の加入している総合補償制度により補償させていただきます。補償金額は下記の通りです。

【総合賠償責任保険】

<施設・業務遂行リスク、製造物・完成作業リスク>

対人賠償	1 事故	5 億円
対物賠償	1 事故	5 億円

<受託物リスク>

対物賠償	1 事故	1,000 万円
------	------	----------

【傷害保険】

死亡・後遺障害	100 万円
入院日額	1,500 円
通院日額	1,000 円

2.3 業務の質の評価について

【運営委員会】

「にじいろ保育園石神井町」は、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供・構築することを目的としています。運営委員会は施設長・本部・第三者委員・保護者の代表の方で構成します。施設長及び本部が保育園の運営状況をご報告し、ご意見をいただきながらさらにより良い保育園を目指します。

2 4 苦情相談窓口

保育園のことでお気づきのこと・改善して欲しいこと・お悩み等がありましたら、ご遠慮なく保育者にお伝えください。【すまいるBOX】というメールボックスも玄関ホールに設けていますので、どうぞご利用ください。

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。また、苦情責任者との話し合い以外にも、客観的な第三者の立場にある「第三者委員」が話し合いに立ち会い、必要な助言を致します。第三者委員の立ち会い・助言が必要の際には、苦情責任者にその旨を申しteいただくか、または第三者委員まで直接ご連絡ください。

相談・苦情受付担当者	施設長 菊地 由香里
相談・苦情解決責任者	施設長 菊地 由香里

第 三 者 委 員	本橋 健吉郎	電話番号 03-3996-8177
		役職・肩書等 練馬区民生児童委員協議会 石神井町下石神井地区 会長
第 三 者 委 員	前田 富美子	電話番号 03-3995-8587
		役職・肩書等 練馬区民生児童委員協議会 石神井町下石神井地区 民生委員

※利用者は直接、第三者委員に対してご意見することができます

2 5 虐待等の防止のための措置

当園は、子どもの生命を最優先に考え、虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待の疑いのある場合通告することが義務付けられています。

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条にある通告義務は、守秘義務より優先されます。

○児童虐待の防止に関する法律第5条：早期発見の義務

○児童福祉法第25条：要保護児童発見者の通告義務

虐待は、特別な家庭に起こるものではありません。どの家庭にも起こりうることで、いくつかの要因が絡み合って、つらい養育状況である時、苦しい悩みを誰にも相談できず、虐待に発展してしまうことがあります。子どもの発達の問題、不安やストレスなど、子育てに不安や悩みはつきものです。お気軽に相談してください。

作成日：令和2年4月1日

改訂日：令和6年5月1日

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

保育園名：にじいろ保育園石神井町

所在地：東京都練馬区石神井町 8 丁目 22 番 14 号

説明者職名：園長 菊地 由香里

私は、書面に基づいてにじいろ保育園石神井町の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

児童氏名：

保護者氏名：